様式第11号（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

　　　　　令和 ５ 年　　月　　日

令和５年４月２３日執行

（五霞町議会議員・五霞町長）選挙

候補者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給事業者 | 住所 | |  | | |
| 氏名又は名称 | |  | | |
| 法人の代表者の氏名 | |  | | |
| 燃料供給年月日 | | 自動車登録番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 |
|  | |  | | ﾘｯﾄﾙ | 円 |
|  | |  | | ﾘｯﾄﾙ | 円 |
|  | |  | | ﾘｯﾄﾙ | 円 |

　　備考

　　　１　この証明書は，使用の実績に基づいて燃料供給事業者ごとに作成し，給油伝票（燃料の供給を受けた日付，燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字，燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で，燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて候補者から燃料供給事業者に提出してください。

　　　２　「自動車登録番号」の欄には，選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）に記載された燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　　　３　「自動車登録番号」，「燃料供給量」及び「燃料供給金額」の欄は，燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　　　４　燃料供給事業者が五霞町に支払を請求するときは，この証明書，選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）及び給油伝票の写しを請求書（様式第15号）に添付してください。

　　　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には，燃料供給事業者は，五霞町に支払を請求することはできません。

　　　６　公費負担の限度額は，候補者から燃料供給事業者に提出された確認書に記載された金額までとなります。

　　　７　公費負担の限度額算出の日数については，無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。